

東京都宅地建物取引業協会

センター 03(3234)4691

項

関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。

削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。

上の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。

他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する

を講ずること。